

# 国道1号東小磯電線共同溝PFI事業

## 要求水準書（案）

令和元年 6月

国土交通省関東地方整備局

## 目次

第1	総則 .....	1
1.	要求水準の位置づけ .....	1
2.	用語の定義.....	1
3.	適用範囲 .....	1
4.	事業対象区域.....	1
5.	事業目的 .....	1
6.	事業の概要.....	2
7.	業務の内容.....	2
8.	遵守すべき法令等.....	3
9.	秘密の保持.....	3
10.	適用基準.....	3
11.	業務の監視.....	4
12.	関係機関協議会の設置.....	5
13.	事業期間終了時の水準.....	5
14.	要求水準の変更.....	5
15.	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について .....	5
第2	調査・設計業務 .....	6
1.	総則.....	6
2.	CIM活用業務について .....	10
3.	業務内容 .....	10
4.	特記事項 .....	14
5.	調整マネジメント業務（設計段階） .....	14
6.	留意事項 .....	16
第3	工事業務 .....	17
1.	総則.....	17
2.	個人情報の取り扱いについて .....	31
3.	CIM活用工事について .....	33
4.	材料.....	34
5.	一般施工 .....	35
6.	仮設工 .....	36
7.	土工.....	37
8.	無筋・鉄筋コンクリート .....	39
9.	舗装.....	40
10.	道路修繕.....	41
11.	その他 .....	42

1 2 .	整備施設の所有権移転業務 .....	44
1 3 .	調整マネジメント業務（工事段階） .....	44
1 4 .	留意事項.....	45
第4	工事監理業務.....	45
第5	維持管理業務.....	46
1 .	基本事項 .....	46
2 .	点検業務 .....	50
3 .	補修業務 .....	50
4 .	調整マネジメント業務（維持管理段階） .....	51
	別紙1 事業対象区域図 .....	53
	別紙2 ア 調査・設計業務・イ 工事業務の対象範囲・ウ 工事監理業務・エ 維持管 理業務の対象範囲 .....	54
	別紙3 証明書.....	55



## 第1 総則

### 1. 要求水準の位置づけ

「国道1号東小磯地区電線共同溝PFI事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、国道1号東小磯地区電線共同溝PFI事業（以下「本事業」という。）の業務を遂行するにあたり、事業者に求める業務の水準（以下「要求水準」という。）である。

事業者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。なお、関東地方整備局は選定事業者を特定する過程における審査条件として要求水準を用いる。

また、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。関東地方整備局による業績監視により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき、業務の対価の減額又は契約解除等の措置がなされる。

### 2. 用語の定義

用語の定義は、各章で定めるほか、「事業契約書（案）別紙2用語の定義」による。

### 3. 適用範囲

要求水準書は、本事業に適用する。

### 4. 事業対象区域

#### （1）事業対象区域の概要

- 1) 所在地：神奈川県中郡大磯町東小磯～神奈川県中郡大磯町西小磯
- 2) 事業延長：約1.0km（道路延長：0.5km）

#### （2）事業対象区域の現況

別紙1「事業対象区域図」による。

### 5. 事業目的

本事業は、強風・地震等の災害時における緊急輸送道路の確保並びに大磯町の歴史ある美しい街並み再生形成、安心・安全な通行空間の確保に寄与するため、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものである。

無電柱化がもたらす整備効果である、道路の「防災性の向上、通行空間の快適性向上及び良好な景観創出」を早期に実現するため、調査設計から施工及び一定期間の維持管理まで含めた包括的かつ長期間の事業契約とする「電線共同溝型PFI」を適用し、「工

程の最適化」、「手戻り作業の最小化」、「円滑な事業推進」等による工期短縮に民間企業の技術的ノウハウを積極的に取り入れ効率的・効果的な事業推進を図ることを目的とする。

## 6. 事業の概要

本事業は、電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、車道、歩道、道路附属物（以下「本施設」という。）の調査・設計、工事及び維持管理を PFI 法に基づき包括的に実施するものである。

本事業が対象とする範囲は、別紙 1 「事業対象区域図」、別紙 2 「ア設計業務・イ工事業務・ウ維持管理業務の対象範囲」及び次表のとおりである。

対象区分	上り線				下り線				電線 共同溝 (管路部, 特殊部)
	電線 共同溝 (管路部, 特殊部)	歩道	道路 附属物 (道路照明, 道路標識)	車道	電線 共同溝 (横断部)	車道	道路 附属物 (道路照明, 道路標識)	歩道	
調査・設計業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事監理業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
維持管理業務	○	○	—	○	○	○	—	○	○

○ : 特定事業が対象とする項目

なお、電線共同溝（管路部）の引込管、連系管を含む

維持管理業務のうち、車道と歩道は舗装の補修のみを行うこととする。

## 7. 業務の内容

事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

### (1) 調査・設計業務

- 1) 測量・調査業務
- 2) 詳細設計業務
- 3) 調整マネジメント業務（設計段階）

## (2) 工事業務

### 1) 整備工事業務

※電線の入線工事や既存電柱・電線の撤去・移設は業務に含まない。

### 2) 整備施設の所有権移転業務

### 3) 調整マネジメント業務（工事段階）

## (3) 工事監理業務

## (4) 維持管理業務

### 1) 点検業務

### 2) 補修業務

### 3) 調整マネジメント業務（維持管理段階）

## (5) 事業期間

1) 設計業務・工事業務：事業契約の締結～令和9年3月頃（上限8年）

2) 維持管理業務：本施設の完成・引渡し～令和17年3月末（8年）

なお、事業者の提案に基づき設計業務・工事業務期間（上限8年）を短縮することができる。ただし、維持管理業務期間（8年）は変更できない。

## 8. 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

## 9. 秘密の保持

事業者は、本事業により知り得た情報（個人情報を含む。）を、関東地方整備局の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的には使用しないものとする。

## 10. 適用基準

業務実施にあたっては、関連する法令等によるものの他、下記に掲げる基準等を適用する。

なお、当該基準等に関して、入札までの間に改訂があった場合には、原則として改訂されたものを適用するものとし、入札後の改訂については、その適用について協議するものとする。

また、当該基準等については、事業者の責任において、関係法令及び要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。

要求水準書と当該基準等において、要求水準書の性能が上回る場合は、要求水準書を優先するものとする。

- (1) 関東地方整備局「土木工事共通仕様書（平成 30 年度版）」
- (2) 関東地方整備局「土木工事施工管理基準及び規格値（平成 30 年改定）」
- (3) 関東地方整備局「測量業務共通仕様書（平成 30 年度版）」
- (4) 関東地方整備局「地質・土質調査業務共通仕様書（平成 30 年度版）」
- (5) 関東地方整備局「設計業務等共通仕様書」（平成 30 年度版）
- (6) 関東地方整備局「道路敷地調査共通仕様書」
- (7) 関東地方整備局「用地調査等共通仕様書」
- (8) 関東地方整備局「流量観測業務共通仕様書（案）」
- (9) 関東地方整備局「水質採水作業共通仕様書（案）」
- (10) 関東地方整備局「水質分析共通仕様書（案）」
- (11) 関東地方整備局「土木工事設計マニュアル平成 29 年 4 月」
- (12) 関東地方整備局「電線共同溝管理規程（案）」（平成 10 年 7 月 27 日）
- (13) 関東地方整備局「電線共同溝保安細則（案）」（平成 10 年 7 月 27 日）
- (14) 関東地方整備局「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案）Ver. 2TYPE-B」（平成 15 年 10 月）
- (15) 関東地方整備局「電線共同溝参考資料（案）」（平成 29 年 3 月）
- (16) 関東地方整備局「電線共同溝工事における監督・検査体制の強化について（試行）」（平成 20 年 3 月 25 日）
- (17) 道路保全技術センター「電線共同溝」（平成 7 年 11 月）
- (18) 日本道路協会「共同溝設計指針」昭和 61 年
- (19) 建設電気技術協会「光ファイバケーブル施工要領・同解説」平成 25 年版
- (20) 関東地方整備局横浜国道事務所「平成 27 年度 道路維持管理計画書」
- (21) 国土技術研究センター「道路の移動等円滑化整備ガイドライン（道路のバリアフリー整備ガイドライン）」
- (22) 国土交通省 CIM 導入推進委員会「CIM 導入ガイドライン（案）」（平成 29 年 3 月）

## 11. 業務の監視

関東地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。

## **12. 関係機関協議会の設置**

関東地方整備局及び事業者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うために、関東地方整備局及び事業者により構成する関係者協議会を必要に応じて設置する。

## **13. 事業期間終了時の水準**

事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、要求水準を満たす状態で維持管理対象施設を保持していなければならぬ。

また、事業者は、関東地方整備局に調査報告書を提出し、維持管理対象施設が要求水準書で定める水準を満たしていることを確認するための協議を事業期間終了日の2年前から開始するものとする。

## **14. 要求水準の変更**

関東地方整備局及び事業者は、事業期間中に利用者のニーズや社会情勢の変化、法令等の変更、追加、大規模災害等の不可抗力その他国及び事業者の責めに帰すことができない事由が発生し、業務内容等の変更が必要と判断した場合には、双方協議の上、要求水準書を変更できるものとする。また、関東地方整備局は、その他事由により業務内容の変更が必要と判断した場合には、要求水準書の変更を求めることがある。

## **15. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について**

(1) 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により関東地方整備局に報告すること。

(3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

(4) 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、関東地方整備局と協議を行うこと。

## 第2 調査・設計業務

### 1. 総則

#### (1) 一般事項

事業者は、選定された自らの提案に基づき、本施設の測量・調査・詳細設計を実施する。また事業者は、調査・設計業務期間中に生じる電線管理者や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、第110.適用基準に示す各共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施するものとし、共通仕様書に対する特記仕様は、次項以降のとおりとする。

なお、設計にあたっては的確な構造と経済性、周辺環境（工事中の路上規制が与える外部への影響等）、景観に配慮した舗装、歩行者及び車いす利用者等へ配慮した設計や新技術・新工法等の提案を積極的に行うこと。

#### (2) 業務の条件

事業者は、以下の条件に基づいて設計業務を実施すること。

- 1) 事業者は、調査・設計業務の遂行にあたり、関東地方整備局と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メール等で確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
- 2) 事業者は、関東地方整備局に対し、調査・設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- 3) 関東地方整備局は、調査・設計業務の進捗状況及び内容について、隨時確認できるものとする。
- 4) 事業者は、必要となる各種申請業務を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を関東地方整備局に報告するとともに、必要に応じて各種許可等の書類の写しを関東地方整備局に提出するものとする。
- 5) 関東地方整備局が市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合、関東地方整備局の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。

#### (3) 設計図書等の提出

事業者は、工事着工予定日の1ヶ月前までに、共通仕様書に基づき以下の設計図書等を関東地方整備局に提出するものとする。

業務履行中、関東地方整備局より中間成果を求められた場合、速やかに提出するものとする。

設計図書	内容
横断測量成果	横断地形図等
埋設物調査結果	埋設物件平面図等
設計図	電線共同溝詳細設計 道路詳細設計 歩道詳細設計 道路照明詳細設計 道路標識詳細設計
構造計算書	同上
数量計算書	同上
報告書	同上 設計概要書 設計検討経緯書 施工計画書等
事業費	事業費内訳書
その他調査成果報告書	関係機関協議結果 家屋調査報告書等

設計図書は、「土木設計業務等の電子納品要領（案）（以下、「要領」という）」に基づいて作成した電子データを指す。

設計図書は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R又はDVD）で2部提出する。「要領」において特に記載が無い項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は関東地方整備局と協議のうえ、電子化の対象範囲を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子成果品に関する手引き（案）【業務編】」を参考にするものとする。

設計図書の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

#### (4) 再委託

- 1) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

本業務における「主たる部分」は、設計業務等共通仕様書第1128条1項に示す他に、以下に示す内容を加えるものとする。

- ・ 3. (2) 設計項目（ただし数量計算及び図面作成を除く）

- 2) 本業務における契約書に規定する「軽微な部分」は、設計業務等共通仕様書第1128条第2項に規定する部分とする。

- 3) 業務の一部（主たる部分を除く）を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を関東地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 4) 前項の規定は、共通仕様書第1128条第2項に示す簡易な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

- 5) ③の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

#### (5) 安全等の確保

現場における調査の履行については、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難い場合は関東地方整備局と協議するものとする。

調査期間中に配置する交通整理誘導員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

作業内容	作業区分	交通整理誘導員	備考
試掘	昼間作業	40人（うち有資格誘導員20人）	交代要員有り

交通整理誘導員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

## **(6) 建設副産物対策**

共通仕様書第1209条（設計業務の条件）の9に基づき、建設副産物の検討成果として、別添のリサイクル計画書を作成するものとする。

## **(7) 設計業務の成果**

当該業務における数量計算書は、設計業務等共通仕様書第1211条（4）に示すとおり、「土木工事数量算出要領（案）」により工種別、区間別に取りまとめるものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」により電子データにて提出するものとする。なお、提出様式は、原則として下記アドレスに示すホームページに掲載されている「数量集計表様式（案）」によること。

<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm>

## **(8) 公開用成果品の作成**

成果品の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情報がある場合は、関東地方整備局との協議に基づきマスキング等の措置を行い、公開用成果品を別途とりまとめること。

## **(9) 個人情報の取扱について**

本業務は「個人情報の取扱い」として、設計業務共通仕様書第1131条8項の他に以下の内容を加えるものとする。

関東地方整備局の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙3）を関東地方整備局に提出しなければならない。

## **(10) 提出書類**

事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、関東地方整備局に提出し確認を得るものとする。

1) 業務着手前（業務着手予定の前日までに提出して下さい）

- ・設計業務計画書（共通仕様書第1112条第2項の定めの他、安全管理を記載する）

2) 業務完了時（工事完了予定日の1ヶ月前までに提出して下さい）

- ・業務完了通知書
- ・業務成果引渡書

## 2. C I M活用業務について

### (1) C I M活用業務

本業務は、国が提唱するi-Constructionに基づき、I C T技術の全面的活用を図るため、C I M（Construction Information Modeling / Management）を導入し、関係者間協議や情報共有、フロントローディングを実施（地下埋設物の支障確認等）のいずれかについてC I Mモデルを活用するC I M活用業務である。

### (2) 定義

- 1) i-Constructionとは、I C Tの全面的な活用、全体最適の導入、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。その実現に向けてC I M（Construction Information Modeling /Management）を活用した業務（C I M活用業務）を実施するものとする。
- 2) C I M活用業務とは、建設生産プロセスにおいて、C I Mモデルを活用する業務である。なお、C I Mモデルとは、対象とする構造物等の形状を3次元で表現した「3次元モデル」と「属性情報」を組み合わせたものを指す。
  - ① C I Mモデルの作成・更新
  - ② C I Mモデルの活用  
以下のa)、b)の項目のうち、いずれか一つ以上の項目にC I Mを活用
    - a) 関係者間協議や情報共有
    - b) フロントローディングを実施（地下埋設物の支障確認等）
  - ③ C I Mモデルの納品

### (3) C I Mの具体的な業務内容、対象範囲及び詳細な実施方法について

C I M導入ガイドラインを参考に実施内容等を業務計画書に記載して、関東地方整備局へ提出するものとする。

### (4) C I M活用業務の費用について

C I M活用業務で実施する項目については、C I Mモデルの作成・更新・編集、施工段階を見据えたC I Mモデルの構築を想定しており、C I Mモデルの表示や編集に関するパソコンやソフトウェアの賃貸借費用等も含むものとする。

## 3. 業務内容

### (1) 設計条件

- 1) 参画公益事業者は別途指示する。
- 2) 復旧時の舗装厚は別途指示する。
- 3) 設計延長は、本特記仕様書第2条に示すとおりとする。なお、全ての地区が市街

地（D I D）である。

- 4) 既存ストック（占用者が所有する管路・マンホール（電力、通信）等の既存施設（以下「既存ストック」という））の活用について、検討すること。
- 5) 歩道の構造については、バリアフリーに十分配慮した計画とすること。

## （2）設計項目

### 1) 電線共同溝詳細設計

本特記仕様書第2条業務範囲に示す各地区において、共通仕様書第6516条電線共同溝詳細設計の第2項業務内容に規定する項目に対し、以下に示すとおりとする。

実施項目：設計計画、現地踏査、設計条件の整理・検討、平面・縦断線形設計、数量計算、管路部設計、特殊部設計、地上機器部設計、施工計画、関係機関との協議用資料作成、特殊設計・検討・協議、照査、報告書作成、各部・仮設構造物詳細設計、関係機関との協議

## 2) 道路詳細設計

本特記仕様書第2条業務範囲に示す各地区において、共通仕様書第6408条道路詳細設計の第2項業務内容に規定する項目に対し、以下に示すとおりとする。

実施項目：設計計画、現地踏査、平面・縦断設計、横断設計、道路付帯構造物設計、小構造物設計、仮設構造物設計、用排水設計、舗装工設計、施工計画、設計図、数量計算、照査、報告書作成

## 3) 歩道詳細設計

本特記仕様書第2条業務範囲に示す各地区において、共通仕様書第6410条歩道詳細設計の第2項業務内容に規定する項目に対し、以下に示すとおりとする。

実施項目：設計計画、現地踏査、平面・縦断設計、横断設計、道路付帯構造物設計、小構造物設計、仮設構造物設計、用排水設計、舗装工設計、施工計画、設計図、数量計算、照査、報告書作成

## (3) 数量計算

数量計算の工種別、区間別のとりまとめは、関東地方整備局の指示によるものとする。

5. (3) のうち関係企業者との調整業務途中において、設計に必要な関係企業者との調整を次に示すとおり行うものとする。

- ・東小磯地区4回

## (4) 事業費内訳書

詳細設計数量計算に基づき、工種別内訳表及び内訳明細書を示した事業費内訳書を提出する。

## (5) 路線測量（横断測量）

事業対象区域の道路延長0.5kmについて、路線測量（横断測量）を行うものとする。

横断図作成は、間隔：20m、幅：道路用地内とする。

## (6) 埋設物地中探査（現場測定）

既設埋設物の埋設深さ等の位置が不明な地下埋設物について、地中探査を行うものとする。

探査箇所、作業時間及び探査方法等については、業務実施時に業務計画書を関東地方整備局へ提出し、実施するものとする。

## (7) 埋設物地中探査（解析）

地中探査の計測結果及び既存資料から作成した埋設物件平面図を照合し、地下埋設

物の水平位置、深度、管種及び管径等を確定させ、平面図及び断面図にとりまとめるものとする。

#### (8) 試掘調査

試掘調査の試掘寸法、試掘箇所及び試掘箇所数については、業務実施時に業務計画書を関東地方整備局へ提出し、実施するものとする。

また、試掘調査は必要に応じて埋設物管理者の立ち会いのもと実施すること。

なお、埋設物地中探査による平面図及び断面図の作成が困難であった場合、試掘調査の追加により平面図及び断面図を作成もしくは施工時に平面図及び断面図を作成するものとする。

##### 1) 復旧

復旧は現況復旧を原則とする。

##### 2) 作業時間

夜間（21時～6時）

ただし、現場条件により上記によりがたい場合は関東地方整備局と協議するものとする。

#### (9) 貸与資料

共通仕様書第6516条第3項に定める貸与資料のうち、次の資料を貸与する。

なお、本業務の履行に伴い必要となるその他貸与可能な資料については、関東地方整備局より適宜、貸与するものとする。

##### 1) 国道1号東小磯地区電線共同溝に関する概略検討成果1式

#### **4. 特記事項**

共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項は、下記のとおりとする。

##### **(1) 土地への立ち入り等**

植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物の一時使用により生じた損失は事業者の負担とする。

##### **(2) 既存ストックの活用に関する協議**

事業対象区域において既存ストックを活用する場合は、その内容を国に報告すること。

##### **(3) 設計図書の承諾**

事業者は、工事着工予定日の1ヶ月前までに、関東地方整備局に第2. 1 (4) に示す設計図書を提出し、設計企業をして設計図書の内容を説明させ、関東地方整備局の承諾を得なければならない。

##### **(4) その他**

その他、疑義が生じた場合は、速やかに関東地方整備局と協議するものとする。

業務の実施にあたり、設計業務等共通仕様書（平成30年度版）共通編及び道路編について関東地方整備局ホームページ (<http://www.ktr.mlit.go.jp>) 【技術情報-共通仕様書-共通仕様書（測量業務、土質・地質調査、設計業務、発注者支援業務】に掲載しているのでそれを活用すること。

また、電子納品に関する要領・基準については、同ホームページ【技術情報-CALS/EC-「電子納品の手引き【業務編】（関東版）】に掲載しているのでそれを活用すること。

#### **5. 調整マネジメント業務（設計段階）**

##### **(1) 一般事項**

事業者は、設計業務と並行して、以下に記載する各種業務について関東地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務をマネジメントし実施する。

##### **(2) 業務計画**

事業者は、調整マネジメント業務（設計段階）実施にあたり、次の（3）から（8）に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、関東地方整備局へ提出する。

### **(3) 事業説明、地元・関係者機関調整等**

事業者は、地域住民及び地権者に対して事業（設計）説明会を実施し、内容に対して同意を得るよう努めなければならない。説明対象者と周知方法については関東地方整備局及び大磯町役場と協議の上で決定し、十分な周知期間を確保するものとする。

なお、説明会の周知方法については、関東地方整備局が大磯町役場の協力を得た上で、事業者が周知活動を行うものとする。

### **(4) 支障物件等調査及び移転協議**

事業者は、詳細設計にあたり電線共同溝の設置位置と影響範囲を現地確認した上で、支障物件の抽出と移転計画を立案すること。

また、調査に伴い試掘が必要な場合は、業務計画書を関東地方整備局へ提出し、実施するものとする。

なお、占用業者等への協議は事前に協議内容を関東地方整備局と協議した上で行うものとする。

### **(5) 家屋調査等**

家屋調査については、「用地関係業務請負基準（平成27年3月24日改正）」の「地盤変動影響調査算定要領」に基づき行うものとする。実施時期は、工事着手前と工事完成後とする。

事業者は、「新版工損調査標準仕様書（案）の解説」に基づき、必要に応じて家屋調査等を実施し、工事の同意を得るものとする。なお、家屋調査等を実施しない場合はその理由を提出するものとする。

### **(6) 入線業者等との電線共同溝の協議**

事業者は、詳細設計について、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第4条1項の規定に基づく占用許可申請書により、下記に挙げる入線業者等と協議したうえで設計図書を作成するものとする。

神奈川県警察

大磯町

東京電力株式会社

東日本電信電話株式会社

アルテリアネットワークス株式会社

株式会社N T T ドコモ

湘南ケーブルネットワーク株式会社

他

#### **(7) 入線業者等と引込管及び連系管の協議**

事業者は、詳細設計にあたり、前項の入線業者等と協議した上で引込管、連系管の設計を依頼するものとする。また、電線共同溝と引込管、連系管の同時施工について、調整を行うこと。

なお、引込管と連系管に係る費用については、関東地方整備局と協議して決定する。

#### **(8) 道路照明、道路標識、信号等の計画調整**

道路照明、道路標識、信号等の計画については、関東地方整備局が交差道路の道路管理者及び所轄警察署と調整を行うものとする。

- ・道路照明は、関東地方整備局が設置方針を検討した上で、事業者が詳細設計を行うものとする。
- ・道路標識は、関東地方整備局が設置を検討した上で関係機関と協議し決定した後、事業者が詳細設計を行うものとする。
- ・信号機は、関東地方整備局が所管警察署と協議して、決定するものとする。

### **6. 留意事項**

設計業務に必要な許認可申請に必要な検討、計算、図書の作成、協議等は事業者において行うこと。

### 第3 工事業務

#### 1. 総則

##### (1) 一般事項

事業者は、設計業務の成果に基づき、本施設の整備工事を行うものとする。また事業者は、本施設の完成後、施設の所有権移転を行うと共に、工事業務期間中に生じる電線管理者や地域住民等関係機関と必要な調整を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、第110.適用基準に示す「土木工事共通仕様書（案）平成30年度版（国土交通省制定）」及び「土木工事共通仕様書平成30年度版（関東地方整備局）」（以下「土木工事共通仕様書」という。）に基づき実施するものとし、土木工事共通仕様書に対する特記仕様は、次項以降に示すとおりとする。

##### (2) 業務の条件

事業者は、以下の条件に基づいて整備工事業務を実施すること。

- 1) 事業者は、本施設の整備工事を自己の責任において実施するものとする。
- 2) 整備工事の実施にあたり必要となる工事説明会や準備調査などの地域住民との対応・調整については、関東地方整備局と自治体との協議のうえ行うものとする。
- 3) 施設整備期間中の工事用電力、水等については事業者の負担とする。
- 4) 事業者は、関東地方整備局と協議のうえ、整備工事の着手の30日前までに工期を明示した施工計画書（工事全体工程表を含む）を作成し、着工予定日の前日までに、関東地方整備局に提出するものとする。
- 5) 事業者は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、整備工事に着手し、整備工事を遂行するものとする。
- 6) 事業者は、整備工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。
- 7) 事業者は、関東地方整備局に対し、整備工事の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- 8) 関東地方整備局は、整備工事の進捗状況及び内容について、隨時事業者に確認できるものとする。

### (3) 現場代理人等

事業者は、現場代理人を設置するものとする。

事業者は、建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を専任させるものとする。

なお、配置する監理技術者は、第一次審査資料に記載した配置予定の技術者でなければならぬ。落札者決定後、C O R I N S等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、死亡、疾病、出産、育児、介護、退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定の監理技術者を変更する場合は、第一次審査資料に記載した配置予定の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

### (4) 工事書類の作成について

- 1) 工事書類の作成にあたっては、「土木工事書類作成マニュアル(平成23年4月)」に基づき実施するものとする。
- 2) 「工事関係書類一覧表」(別紙-3)により、工事着手前に「関東地方整備局へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」に関して「事前協議」するものとする。また、「事前協議」の内容を変更する場合は、関東地方整備局と事業者で協議を行うものとする。
- 3) 2)において電子により提出、提示することとなった書類については、検査時その他の場合において紙での提示、提出は行わないものとする。

### (5) 情報共有システムの活用

- 1) 本工事は、関東地方整備局及び事業者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」(平成26年7月)に基づき実施すること。
- 2) 事業者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、関東地方整備局と協議し承諾を得なければならない。使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
  - ・工事施工中における関東地方整備局と事業者間の情報共有システム機能要件平成26年7月版Rev4.0(国土技術政策総合研究所)(ただし、5.8.2データ連携機能を除く)
- 3) 関東地方整備局及び事業者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、事業者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、関東地方整備局と協議の上決定する。

- 4) 事業者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
- ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
  - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに事業者に連絡を行い適正な処置を行う旨
  - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると関東地方整備局若しくは事業者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、事業者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
- 5) 情報共有システムを利用する関東地方整備局及び事業者の費用は共通仮設費（技術管理費）の率分に含まれる。利用料金は情報共有システムへの登録料及び使用料である。
- 6) 事業者は、関東地方整備局等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

#### （6）工事現場発生品

現場発生品のうち、歩車道境界ブロック・植栽ブロック・横断防止柵は再使用して設置するものとする。ただし、破損等が甚大で再使用できないものについては、関東地方整備局の確認を受けなければならない。

#### （7）建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という）の登録対象工事である。事業者は、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報をシステムへ入力するものとする。また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。

なお、これにより難い場合には、関東地方整備局と協議しなければならない。

#### （8）建設副産物実態調査票

本工事は、建設副産物実態調査（センサス）の対象工事であり、WEBオンラインシステムの「建設副産物情報交換システム」により対象となる建設副産物の品目についてのデータを入力後、出力した調査票1部を関東地方整備局へ速やかに提出すること。

なお、出力した調査票は、共通仕様書第1編1-1-18（建設副産物）6項でいう再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）の提出に代わるものとする。

## (9) 建設発生土情報交換システムの活用

本工事は、建設発生土情報交換システム（以下「システム」という）の登録対象工事である。事業者は、工事の実施に際して、システムに登録された情報（土量、土質、土工期等）に変更があった場合は、速やかにデータ更新を行うものとする。

また、工事が完了した際には、システムに実績情報を入力しなければならない。

なお、これにより難い場合には、関東地方整備局と協議しなければならない。

## (10) 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領

### (土木)について

#### 1) 再生資材の活用

受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	摘要
再生加熱アスファルト混合物	As量4.0%再生瀝青安定処理	上層路盤（車道）
	As量5.0%再生粗粒	基層（車道） 中間層（車道） 表層（歩道）
	As量5.5%再生密粒	表層（車道）
再生粒度調整碎石	R M - 4 0	上層路盤（車道）
再生クラッシャーラン	R C - 4 0	下層路盤（車道・歩道）

使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

#### 2) 特定建設資材の分別解体等の再資源化等

①本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号最終改正平成23年8月30日法律105号）以下「建設リサイクル法」という）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、解体工事に要する費用等は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は関東地方整備局と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト（掘削材）	(株)ガイアートT・K 平塚合材工場	神奈川県平塚市片岡字 長橋133
コンクリート（無筋）	(株)ガイアートT・K 平塚合材工場	神奈川県平塚市片岡字 長橋133

上記(2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件やや数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、関東地方整備局と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間

(株)ガイアートT・K平塚合材工場：21時00分～5時00分（事前協議必要）

②受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、関東地方整備局に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

③工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

#### (11) 建設リサイクル法第11条通知完了後の着手

事業者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を関東地方整備局より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は関東地方整備局と協議の上決定するものとする。

#### (12) 工事完成図について

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）に基づく電子納品の対象工事である。

[http://www.nilim-cdrw.jp/dl\\_std.html](http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html)

#### (13) 工事完成図の作成、納品

##### 1) 完成図等の作成について

事業者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

事業者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

##### 2) 提出資料

###### 【電子データ（CD入り）】

- ・完成平面図SXFデータ (.P21)
- ・完成縦断図SXFデータ (.P21)
- ・完成平面図：属性XMLデータ（拡張子.saf）

###### 【出力資料（道路工事完成図等作成要領p73参照）】

- ・チェック結果記録
- ・完成平面図
- ・完成縦断図
- ・「完成平面図」チェック結果記録
- ・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

#### (14) 施工管理

- 1) 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（平成29年4月改定）によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値

が定められていない工種については、関東地方整備局と協議の上、施工管理を行うものとする。

- 2) 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(平成29年4月改定)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度等」が工事内容に合致しない場合は、関東地方整備局の指示により追加、削減するものとする。
- 3) 事業者は、本工事の土工の出来形管理において、「T S を用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を行う情報化施工技術を使用しなければならない。ただし、これにより難い場合には、関東地方整備局と協議するものとする。

なお、事業者は、設計図書を照査し、情報化施工の実施に必要な情報化施工用データを作成する。関東地方整備局は、情報化施工用データの作成に必要な詳細設計において作成したC A Dデータを事業者に貸与する。また、情報化施工を実施する上で有効と考えられる、詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書を事業者に貸与する。

- 4) 事業者は、舗装工に関連する出来形管理について、現行の巻尺・レベル等を用いた方法に代えて、「T S を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(H24. 3)」により実施しても良い。

なお、上記要領による出来形管理の実施が困難な計測箇所においては、関東地方整備局と協議の上、現行の巻尺・レベル等によるものとする。

#### (15) デジタル工事写真的小黒板情報電子化について

デジタル工事写真的小黒板情報電子化は、事業者と関東地方整備局双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真的小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、関東地方整備局の承諾を得たうえでデジタル工事写真的小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1)から4)の全てを実施することとする。

##### 1) 対象機器の導入

事業者は、デジタル工事写真的小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また事業者は関東地方整備局に対し、工事着手前に、本工事での使用機器につい

て提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL

「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

## 2) デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

事業者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（平成27年3月）「2-2撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

## 3) 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（平成27年3月）及びデジタル写真管理情報基準（平成28年3月）に準ずるが、同条2. に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準（平成27年3月）「2-5写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準（平成28年3月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

## 4) 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

事業者は、同条2. に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に関東地方整備局へ納品するものとする。

なお納品時に、事業者はURL

（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて関東地方整備局へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、関東地方整備局が確認することがある。

## (16) 工事中の安全確保

1) 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故防止を図らなければならない。

なお、平成31年度における重点的安全対策項目は以下の5項目である。

- I. 架空線等の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 地下埋設物の損傷事故防止
- V. 事故防止

2) 事業者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛け業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3) 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準（平成18年4月）」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難い場合は関東地方整備局と協議するものとする。

4) 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、関東地方整備局の承諾を得るものとする。

5) 工事期間中に配置する交通整理誘導員は、以下のとおり計上するものとする。ただし交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

作業区分	交通整理誘導員	備考
夜間作業	1,030人（うち有資格誘導員530人）	交代要員有り
合計	1,030人（うち有資格誘導員530人）	

6) 試掘及び埋設物の防護

施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について関東地方整備局と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、関東地方整備局と協議するものとし、設計変更の対象とする。

#### (17) 交通整理誘導員の資格

交通整理誘導員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

#### (18) 路上工事の縮減等

事業者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、関東地方整備局に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

#### (19) 交通規制日数の報告

現道上での工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を関東地方整備局へ提出するものとする。

#### (20) 環境対策

- 1) 事業者は、本工事の電線共同溝本体布設に伴う作業（舗装版切断、取壊し、掘削、本体布設、埋戻し、復旧等）においては、騒音・振動の発生をできるだけ防止するよう努めなければならない。なお、これにより難い場合は、関東地方整備局と協議するものとする。
- 2) 舗装版切断作業においては、騒音防止を施した機械を用い、取壊し作業にあたっては、破碎機（油圧ジャッキ式）を使用するものとする。  
なお、これにより難い場合は、関東地方整備局の承諾を得なければならない。  
また、取り壊し材の二次破碎作業を現場内で行ってはならない。

#### (21) 特定調達品目の調達実績の調査について

事業者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、関東地方整備局と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、関東地方整備局と協議するものとする。

事業者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより関東地方整備局に提出するものとする。集計の方法については、関東地方整備局より指示する。

## (22) 環境対策（建設機械の使用）

事業者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年建設省告示第1536号、最終改正平成13年国土交通省告示487号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

## (23) ディーゼル車排ガス規制に適合した車両の使用

- 1) 事業者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車両（以下、本工事関係車両という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車両を使用しなければならない。
- 2) 事業者は本工事の施工に先立ち、本工事関係車両の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車両の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
- 3) 事業者は、本工事関係車両にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車両を把握しなければならない。
- 4) 事業者は、取り締まりによる本工事関係車両に違法行為等があった場合には、直ちに関東地方整備局に報告しなければならない。
- 5) 事業者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

## (24) 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し関東地方整備局と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、事業者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、関東地方整備局から請求があった場合は提示しなければならない。

## (25) 交通安全管理

- 事業者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
- 1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
  - 2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
  - 3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
  - 4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
  - 5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
  - 6) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

## (26) 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提示

共通仕様書1-1-3 2 交通安全管理第12項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また関東地方整備局からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ①当該車両に関する特殊車両通行許可証
  - ②現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
  - ③車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）
- なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書1-1-3 5 官公庁等への手続等第3項に基づき、関東地方整備局へ提示するものとする。

## (27) 工事現場の現場環境改善

- 1) 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、事業者は施工に際し、この趣旨を理解し、関東地方整備局と協力しつつ、地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
- 2) 現場環境改善の内容については下記のとおりとするが、内容に変更が生じた場合は関東地方整備局と協議するものとする。
  - (1) 仮設備関係  
緑化・花壇を実施するものとする。
  - (2) 営繕関係  
現場事務所の快適化を実施するものとする。

### (3) 安全関係

工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）を実施するものとする。

### (4) 地域連携

完成予想図、デザイン工事看板（各工事PR看板含む）を実施するものとする。

- 3) 現場環境改善については、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

## (28) 工事工程の共有

事業者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、関東地方整備局と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「関東地方整備局」又は「事業者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に事業者と関東地方整備局間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような事業者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ①事業者と関東地方整備局間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

## (29) 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	作業時間
昼間作業	土砂の二次運搬	8時～17時
夜間作業	上記以外のすべての工事	21時～6時

ただし、上記区分に変更を要する場合は関東地方整備局と協議するものとする。

## (30) 工事支障物件

本工事に関連する占用物件の撤去、移設防護及び復旧工事については、工事着手までに契約後各占用物件の管理者（企業）と協議のうえ、処理完了時期を決定する。

## (31) 施工体制の点検

- 1) 事業者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成26年6月4日法律第55号）第15条3により関東地方整備局から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

- 2) 施工体制の点検員は当該工事の関東地方整備局、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
- 3) 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
- 4) 当該工事の関東地方整備局及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
- 5) 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

#### （3 2）品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙－4によるものとする。

#### （3 3）完成検査及び完成（引渡）検査

完成検査及び完成（引渡）検査は、以下に基づき実施すること。

##### 1) 完成検査

- ・事業者は、自己の責任及び費用において、完成検査を実施するものとする。
- ・事業者は、自ら行う完成検査の7日前までに、当該完成検査を行う旨を関東地方整備局に書面で通知するものとする。
- ・事業者は、前項の報告終了後、完成（引渡）検査日の45日前までに関東地方整備局に完成確認依頼書を提出するものとする。

##### 2) 完成（引渡）検査

- ・関東地方整備局は、完成確認依頼書を受けた後、完成（引渡）検査を実施するものとする。
- ・完成確認は、工事企業の立会いのもとに実施する。
- ・完成確認は、関東地方整備局が確認した設計図書及び事業者の用意した施工記録との照合により実施する。

#### （3 4）工事完成図書の納品

- 1) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品で納品すること」をいう。  
ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（平成28年3月）」（以下「要領」）というに基づいて作成した電子データを指す。
- 2) 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-RまたはDVD）で4部提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は関東地方整備局と協議の上、電子化の是非を決定する。「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（平成28年3月）」を参考とするものとする。

3) 成果品の提出の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

### (35) ウィルス対策

事業者は、電子納品時のみならず、関東地方整備局に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

## 2. 個人情報の取り扱いについて

### (1) 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (2) 秘密の保持

事業者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (3) 取得の制限

事業者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

### (4) 利用及び提供の制限

事業者は、関東地方整備局の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

### (5) 複写等の禁止

事業者は、関東地方整備局の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために関東地方整備局から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### **(6) 再委託の禁止**

事業者は、関東地方整備局の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

#### **(7) 事案発生時における報告**

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに関東地方整備局に報告し、関東地方整備局の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### **(8) 資料等の返却等**

事業者は、この契約による事務を処理するために関東地方整備局から貸与され、又は請負者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに関東地方整備局に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、関東地方整備局が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、関東地方整備局の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－10）を関東地方整備局に提出しなければならない。

#### **(9) 管理の確認等**

関東地方整備局は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、関東地方整備局は必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

#### **(10) 管理体制の整備**

事業者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

#### **(11) 従事者への周知**

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### 3. C I M活用工事について

#### (1) C I M活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT技術の全面的活用を図るため、C I M（Construction Information Modeling / Management）を導入し、関係者間協議や情報共有、施工計画の検討、安全性に関わる検討、出来形管理等の施工管理のいずれかについてC I Mモデルを活用するC I M活用工事である。

#### (2) 定義

- 1) i-Constructionとは、ICTの全面的な活用、全体最適の導入、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。その実現に向けてC I M（Construction Information Modeling / Management）を活用した工事（C I M活用工事）を実施するものとする。
- 2) C I M活用工事とは、建設生産プロセスにおいて、C I Mモデルを活用する工事である。なお、C I Mモデルとは、対象とする構造物等の形状を3次元で表現した「3次元モデル」と「属性情報」を組み合わせたものを指す。
  - ① C I Mモデルの作成・更新
  - ② C I Mモデルの活用

以下のa)からd)の項目うち、いずれか一つ以上の項目にC I Mモデルを活用

  - a) 関係者間協議や情報共有
  - b) 施工計画の検討
  - c) 安全性に関わる検討
  - d) 出来形管理等の施工管理
  - ③ C I Mモデルの納品
- 3) C I Mの具体的な工事内容、対象範囲及び詳細な実施方法については、C I M導入ガイドラインを参考に実施内容等を施工計画書に記載して、関東地方整備局へ提出するものとする。

#### (3) C I M活用工事の費用について

C I M活用工事で実施する項目については、C I Mモデルの作成・更新・編集、属性情報を想定しており、C I Mモデルの表示や編集に関するパソコンやソフトウェアの賃貸借費用等も含むものとする。

## 4. 材料

### (1) 砕石

構造物の基礎には再生クラッシャーラン（RC-40）を使用するものとする。

### (2) 管路材

管路材については、別紙規格（別紙－11－1～9）を満たす管路材を使用するものとし、また、伸縮性を考慮した構造とする。

管枕は、2mピッチ程度を標準とし設置するものとする。

なお、使用する管路材については規格を満たす資料を添付し、関東地方整備局の承諾を得るものとする。

### (3) 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は、下表のとおりとする。

用途	針入度
基層・表層	40～60
上層路盤・歩道舗装	60～80

### (4) 区画線

塗装厚は、下表のとおりとする。

#### 1. 溶融式

幅(cm)	厚(mm)	適用
15	1.5	夜間の視認性が 優れたもの。
20		
30		
45		

2. 設置様式は、別紙－12のとおりとする。

## 5. 一般施工

### (1) 工事の遵守事項

事業者は、「電線共同溝管理規程（案）」（平成10年7月27日）、「電線共同溝保安細則（案）」（平成10年7月27日）及び「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案）Ver.2TYPE-B」（平成15年10月）、「電線共同溝参考資料（案）」（平成29年3月）を遵守しなければならない。

### (2) 取り壊し工及び路床掘削

- 1) 舗装版の取り壊しに先立ち、日々作業範囲における舗装版切断を行い、取り壊さない部分の舗装に影響の無いよう施工するものとする。
- 2) 作業は、取り壊し、掘削、布設工、埋戻し、路盤工及び舗装工を一夜の工程で仕上げ、交通解放するものとする。なお、これにより難い場合は関東地方整備局と協議するものとする。

### (3) 本体布設工

- 1) 電線共同溝設置の位置・線形等については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い、詳細設計成果に対する照査を十分に行うものとする。
- 2) 管路部の布設は、支持金具等により固定し、施工するものとする。

### (4) 埋設シート

- 1) 道路掘削等に対する保安上の対策として、管の上部に埋設シートを敷設するものとする。
- 2) 埋設シートの敷設範囲は、管路の外幅に合わせて、幅400mmと600mmを組み合わせて敷設するものとする。隣接する埋設シートの間隔は150mm以下とする。また、敷設位置は、歩道部は管上200mm、車道部は管上300mmを標準とする。

### (5) 管路防護

- 1) 管路布設箇所で、舗装厚さを含む最小土被り（歩道：50cm、車道：舗装厚+10cm）が確保できない箇所は、鋼板による管路防護を施工するものとする。
- 2) 鋼板防護は管上100mmの位置に敷設するものとし、敷設幅は管路布設幅に400mmを加えた幅とする。なお、鋼板防護は隙間が生じないよう敷設するものとする。
- 3) 埋設シートは、鋼板防護の直上に敷設するものとする。

## 6. 仮設工

### (1) 仮設工（日々仮復旧）

- 1) 本工事の日々仮復旧舗装にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については請負者の責任において十分検討を行い、請負者の責任において決定し、一般交通に支障ないよう施工するものとする。
- 2) 本工事の日々仮復旧にあたっては、施工計画書に記載のうえ、関東地方整備局に提出しなければならない。

### (2) 仮設工

本工事の本体布設工に関する仮設（簡易土留め）にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については請負者において十分検討を行い、請負者の責任において決定し、施工するものとする。なお、掘削する地山は地下水位の影響が無く、安定した地山を想定しているが、現地の条件がこれにより難い場合は、関東地方整備局と協議の上、設計変更の対象とする。

また、水替え工は当初計上していないが、現地条件等により必要が生じた場合、関東地方整備局と協議の上、設計変更の対象とする。

### (3) 地下埋設物調査

電線共同溝本体の施工に先立ち、地下埋設状況が不明な箇所について試掘調査が必要となる場合は、調査実施前に調査箇所及び調査方法等の詳細について関東地方整備局と協議するものとする。

## 7. 土工

### (1) 建設発生土の受け入れ地

1) 発生土の受け入れ条件は、次のとおりとする。

受入種類	受入場所	受入時間	運搬距離	備考
土砂	神奈川県大磯町 大磯地先	昼間	現場～仮置場L=1.5km 仮置場～処分地L=1.5km	

2) 発生土の受け入れ条件は、次のとおりとする。

#### (1) 土質条件

第1～3種建設発生土(第4種、改良土は不可)、最大粒径100mm

#### (2) 試験項目

地質分析試験において、溶出試験26項目、含有量試験9項目を実施すること。

3) 搬出調書を作成し、関東地方整備局に提出しなければならない。

4) 工事の発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定によりがたい場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

### (2) 建設発生土の搬出先への情報提供

請負者は、本工事から建設発生土を100m<sup>3</sup>以上搬出する場合は、別紙-13より搬出前に搬出先自治体の建設発生土担当窓口宛に建設発生土に関する下記の情報を郵送、FAX等で提出しなければならない。

なお、情報提出後、速やかにその写しを関東地方整備局に提出しなければならない。

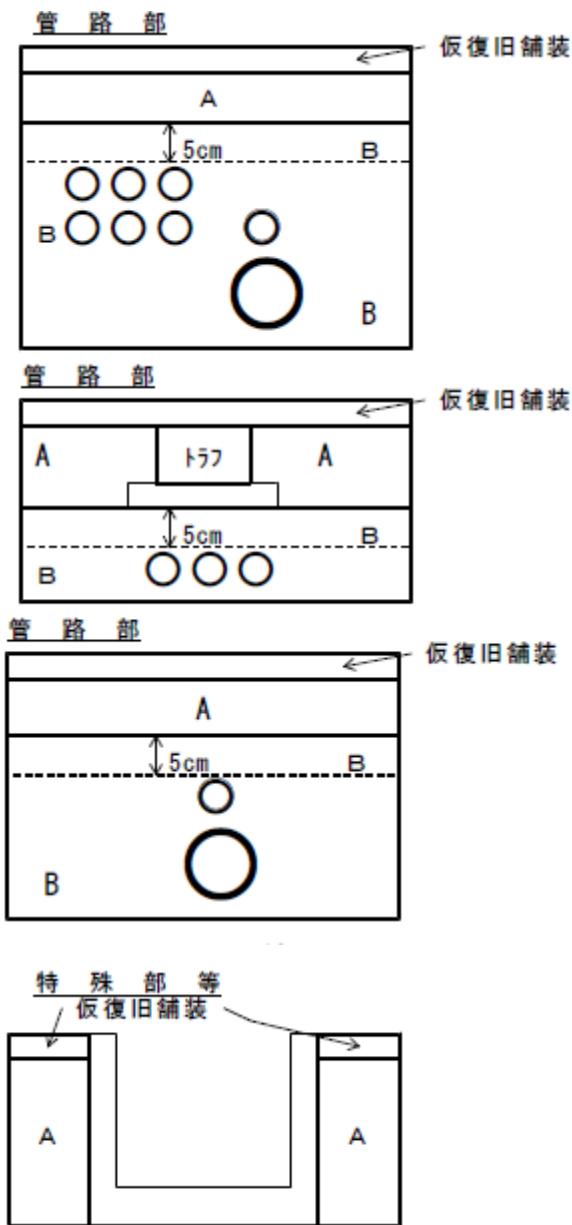
1. 工事件名、工事概要、工事場所
2. 工事発注機関名、工事発注機関関東地方整備局名、連絡先
3. 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
4. 建設発生土の運搬業者名
5. 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
6. 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
7. 建設発生土の搬出時期（搬出期間）
8. 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量（m<sup>3</sup>）

### (3) 掘削工

構造物の床掘により、発生した土砂（発生土）は、埋戻しに利用し、残土については第86条に示す発生土の受け入れ地に搬出するものとする。

#### (4) 埋戻し工

- 1) A部の埋戻しは、発生土で埋戻すものとし、埋戻しは十分に転圧、締固めを行い陥没、不等沈下等が生じないように施工するものとする。
- 2) B部の埋戻しは、発生土で水締めにて埋戻すものとし、陥没、不等沈下等が生じないよう施工するものとする。  
なお、これにより難い場合は十分検討を行い関東地方整備局と協議するものとする。



## 8. 無筋・鉄筋コンクリート

### (1) レディーミクストコンクリート

1) コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	水セメント比	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	セメントの種類	備考
ヒューム管	25(20)	8±2.5	—	1.8	高炉セメントB種	
街渠柵	25(20)	8±2.5	—	1.8	高炉セメントB種	
歩車道境界ブロック	25(20)	8±2.5	—	1.8	高炉セメントB種	
植栽ブロック	25(20)	8±2.5	—	1.8	高炉セメントB種	
横断防止柵	25(20)	8±2.5	—	1.8	高炉セメントB種	

但し、上記によりがたい場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

2) コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)  
(平成14年8月一部改正)により行うものとする。

### (2) 配合

水セメント比については、示方配合表により関東地方整備局の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物（建設後数年内に撤去するもの。）
- ・最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管（函）渠等（φ600未満、600mm×600mm未満）の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。
- ・河川における護岸構造物（特殊堤及び船着場等は除く。）

### (3) モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントでセメント量は530kg/m<sup>3</sup>以上（又は、1:3）とする。

## 9. 舗装

### (1) アスファルト量等

1) 加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	アスファルト量	最大粒径	摘要
A s t	再生アスファルト安定処理	4. 0 %	4 0 mm	上層路盤（車道）
A①	再生粗粒度アスコン	5. 0 %	2 0 mm	基層（車道） 中間層（車道） 表層（歩道）
A②	再生密粒度アスコン	5. 5 %	2 0 mm	表層（車道）

### (2) 加熱アスファルト混合物

事業者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下、「混合物」という）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

### (3) 平板ブロック

歩道舗装は、景観に配慮するため、平板ブロック舗装とする。

### (4) 区画線工

作業の実施上消去した区画線は、日々作業終了時、トラフィックペイント常温式で仮復旧するものとする。

また、舗装工完了時には、トラフィックペイント溶融式で原形復旧するものとする。

なお、これにより難い場合は関東地方整備局と協議するものとする。

## 10. 道路修繕

### (1) 一般施工

- 1) 切削・オーバーレイの作業工程は、切削工、表層を一日（夜）の工程で仕上げてから、交通解放するものとする。なお、これにより難い場合は、関東地方整備局と協議するものとする。
- 2) 作業中、天候等で作業等を中止する場合は関東地方整備局の承諾を得て仮復旧し、一般交通に支障を与えないようにしてから交通解放すること。
- 3) 作業内容において、特に関東地方整備局から指示した箇所については、関東地方整備局の確認を受けてから次の工程に進むものとする。

### (2) 路面切削工

- 1) 切削後の基準高の変更は、行わないものとする。
- 2) 縦断方向の段差は原則としてつくってはならない。やむを得ず施工する場合は交通に支障のないよう摺付を行うものとする。
- 3) 段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。

### (3) オーバーレイ工

- 1) 横断測量は、20m間隔に行うものとする。

## 11. その他

### (1) 台帳等の資料

- 1) 舗装台帳等の資料作成は、関東地方整備局の指示により作成し、工事完成時に下記の資料を提出するものとする。  
提出資料各2部(原稿1部、コピー1部)
  - (1) 舗装台帳
  - (2) 舗装施工データシート(別紙-14)
  - (3) 舗装施工概略図
  - (4) 位置図(1/5万)
  - (5) 平面図(完成平面図)
- 2) 工事区間に関係する管理平面図(原図)の修正をする。なお、提出時には第二原図及び縮小版第二原図も作成するものとし部数については、関東地方整備局の指示によるものとする。

### (2) 震災対策

- 1) 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
- 2) 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全処置等を講ずるものとする。

### (3) 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す「道路施設基本データ」を作成し、関東地方整備局に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、関東地方整備局は請負者に対して、「道路施設基本データ」の内容について、説明を求めることがある。

## 1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	緯断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I, T, V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帶		E140	自転車駐車場
	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
構造物	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路B O X等		E220	C A B電線共同溝
	D090	横断B O X等		E230	植栽
	D100	バイブルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める「道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）」によるものとする。
3. 道路施設基本データは、「道路施設基本データ作成システム」で作成する。
4. 道路施設基本データの作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。
5. 道路施設基本データに係わる提出物として、以下のものを提出する。なお、道路施設基本データの作成部数は、各1部とする。
  - ①道路施設台帳作成総括表
  - ②道路施設基本データ総括表
  - ③道路施設基本データ一覧表
  - ④道路施設台帳チェックシート
  - ⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
  - ⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
  - ⑦工事数量総括表

※④から⑦を電子データ媒体(フロッピイ、MOまたはCD-ROM)にて提出

#### **(4) 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」**

事業者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途関東地方整備局が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難い場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

#### **(5) 工事現場における説明性の向上**

事業者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、事業者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

### **12. 整備施設の所有権移転業務**

事業者は、完成（引渡）検査後、国に対して本施設の所有権を移転すること。

### **13. 調整マネジメント業務（工事段階）**

#### **(1) 一般事項**

事業者は、工事業務と並行して、以下に記載する各種業務について関東地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務をマネジメントし実施する。

なお、調整マネジメント業務（工事段階）については、事業の効率化を図るため、調整マネジメント業務（設計段階）で実施してもよい。

また、調整マネジメント業務（工事段階）においても、必要に応じて調整マネジメント業務（設計段階）を行うこと。調整マネジメント業務（設計段階）の実施内容、入線業者及び関係機関との協議、要求水準等については、第2. 4. 調整マネジメント業務（設計段階）に準じるものとする。

#### **(2) 業務計画**

事業者は、調整マネジメント業務（工事段階）実施にあたり、次の（3）から（5）に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、関東地方整備局へ提出する。

#### **(3) 工事期間における規制箇所等調整**

工事期間における規制箇所等については、施工計画書に基づき、道路管理者及び所轄警察署等関係機関と調整を行うものとする。

また、工事予定の施工前年度の工程調整会議において調整する。必要に応じて、占用

調整会議を毎月行うこととする。

#### (4) 地元に対する工事説明会

事業者は、地域住民に対して工事着手前に工事内容について説明会を実施し、同意を得るよう努めなければならない。実施方法については第2. 4 (3)に準じるものとする。

#### (5) 隣接家屋・店舗等との出入口調整

隣接家屋・店舗等との出入口については、「請願工事マニュアル（案）（関東地方整備局）」に基づき幅員・構造・舗装構成を調整するものとする。

なお、以下について留意して整備工事を行うこと。

- ・縁石の位置と外側線の位置は、関東地方整備局が所轄警察署と協議して決定するものとする。
- ・歩道の民地側への擦り付けに関する費用は、関東地方整備局が負担するものとする。

#### 14. 留意事項

工事業務に必要な許認可申請に必要な検討、計算、図書の作成、協議等は事業者において行うこと。

### 第4 工事監理業務

事業者は、工事監理期間中は原則として、工事監理業務報告書（業務月報）を関東地方整備局に提出し、工事監理状況の報告を行うとともに、関東地方整備局が要請したときは、工事監理の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を書面等で行うこと。なお、工事監理業務報告書（業務月報）の提出は、工事開始月とする。事業者は、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。

## 第5 維持管理業務

### 1. 基本事項

#### (1) 一般事項

事業者は、第2の調査・設計業務及び第3の工事業務に示された要求水準を維持することにより、利用者の利便性・安全性を確保することを目的とし、PFI事業としての調整マネジメント業務も含め、下記の維持管理業務を適切に遂行する。また、関係法令で定める全ての点検、検査、測定等を合わせて実施する。

##### 1) 点検業務

維持管理対象施設の経年劣化の最小化、施設性能の維持を目的とした点検を行う。また、電線共同溝の管理台帳を修正する。

##### 2) 補修業務

電線共同溝について、施設性能の維持を目的とした補修を行う。

また、車道及び歩道について、舗装の補修が必要となった場合に実施する。

##### 3) 調整マネジメント業務（維持管理段階）

維持管理対象施設を維持管理するに当たり、他の占用業者等と必要な調整を行う。

#### (2) 業務実施体制

##### 1) 業務実施の体制

事業者は、上記（1）の各業務を実施する体制を確立し、各業務を総括する維持管理業務責任者を業務従事者の中から選任して配置し、関東地方整備局に通知する。

また、各業務の実施にあたっては、非常時の指示命令系統及び連絡体制を関東地方整備局と協議のうえ確立する。

##### 2) 業務従事者の要件等

事業者は、業務従事者には必要な業務遂行能力を有する者をあて、適切な態度で誠意を持って業務に従事させること。また、業務の実施に際しては、業務及び作業に適した服装で、名札を着用させること。

### (3) 提出書類

事業者は、業務提供期間中、業務計画に基づき、維持管理業務を実施し、その実施状況を書類で報告する。

事業者は、業務計画及び業務実施状況の報告として、関東地方整備局に書類を提出し、確認を受ける。その様式・内容等はあらかじめ関東地方整備局と協議して定める。

#### 1) 業務計画書

事業者は、業務実施にあたり下表に示す業務計画書を作成し、提出する。

事業者は、提案書に記載した内容について、業務計画書へ記載するとともに、適切に業務を遂行すること。

また、次の場合は、業務計画書を修正し、再度提出する。

- ・業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合
- ・関東地方整備局に業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合

業務計画書と提出時期

提出時期	業務計画書	
維持管理業務開始予定日の前日まで	業務計画書	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務実施体制</li><li>・業務管理体制</li><li>・各業務の責任者及び必要な有資格者等の経歴、資格等</li><li>・業務担当者名及び経歴等</li><li>・業務提供内容及び実施方法等</li><li>・事業期間中の点検・補修業務の実施時期及び内容</li><li>・業務実施の周知内容及び方法</li><li>・業務報告の内容及び時期</li><li>・苦情等への対応</li><li>・災害時の対応及び想定外の事態が発生した場合の対応</li><li>・安全管理</li><li>・その他、必要な事項</li></ul>
当該事業年度が開始する日の1ヶ月前まで	年間業務計画書	<ul style="list-style-type: none"><li>・上記項目における当該年度実施分</li></ul>

## 2) 業務報告書

事業者は、業務ごとの実施状況について下表に示す業務報告書を作成し、関東地方整備局へ提出し、確認を受ける。

業務報告書等と提出時期

提出時期	業務報告書	
		添付すべき資料
業務開始後速やかに	・管理台帳の作成及び修正	・電線共同溝管理台帳の作成 ・情報BOX台帳の修正 ・敷地調査図の修正
実施後速やかに提出	・点検・補修記録	・点検記録表 ・補修結果記録
	・事務手続き記録	・占用業者の台帳閲覧申請記録 ・電線共同溝の入構記録
	・関係機関協議結果	・打合せ記録簿 ・苦情等及びその対応結果 ・その他、必要な資料
年報（各事業年度終了後10日以内）	・管理台帳の修正	・電線共同溝管理台帳の修正 ※修正がない年度は提出不要

※ただし、最終事業年度の最終月は除く。

## 3) その他の業務報告

事業者は、業務の遂行に支障をきたすような重大な事象が発生した場合は、速やかに関東地方整備局に報告する。また、関東地方整備局から業務遂行上必要な報告・書類の提出の要請があった場合は、速やかに対応する。

## （4）業務の実施

事業者は、業務の実施に際して次のことを対応すること。

### 1) 苦情等への対応

事業者は、利用者からの維持管理に関する苦情・要望等に対し、緊急を要する場合は速やかに関東地方整備局に報告し、再発防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、その対応結果を関東地方整備局に報告する。なお、緊急を要さない場合は、関東地方整備局と協議の上対応する。また、事業者は、適用範囲外に関する苦情等（地域住民等からの苦情等）を受けた場合、速やかに関東地方整備局に報告し、対応について協議する。

### 2) 災害発生及び想定外の事態が発生した場合の対応

事業者は、災害が発生した場合、想定外の事態の発生、または発生が予測された場合、迅速かつ適切に対応する。

#### **(5) 維持管理関連貸与図面等**

事業者は、図面・資料等を、維持管理期間中、関東地方整備局より借り受け、善良な管理者の注意をもって管理すること。

#### **(6) 打合せ**

維持管理業務を適正かつ円滑に実施するため、関東地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

##### **1) 業務計画書作成時**

初年度は前年度中に確認、各年度は年度当初の打合せと合わせて実施する。

##### **2) 業務報告提出時**

##### **3) 抜柱、入線等の調整のための協議時（実施時期は適宜）**

## 2. 点検業務

### (1) 一般事項

点検業務は、電線共同溝の性能を満足することを目的に、関係法令に基づく点検等の業務を含め、定期的にその機能、劣化状況、損傷等異常の有無の点検を実施する。

点検の結果等により、上記の目的を達成できないおそれがある場合は、必要な対応を実施する。

### (2) 要求水準

#### 1) 管理台帳の作成、修正

事業者は、電線共同溝の管理台帳を作成するとともに、必要に応じて修正する。

また、関東地方整備局が作成済みの情報BOX台帳及び敷地調査図について、修正を行う。

なお、これらの修正に伴う費用については、関東地方整備局と協議して決定する。

#### 2) 点検

①点検は、事業者において実施方法を作成し、関東地方整備局と協議のうえ、実施するものとする。

②また、異常を発見した場合には、同様の異常の発生が予想される箇所の点検を実施する。

### (3) 特記事項

#### 1) 点検及び確認周期

点検及び確認周期は、施設完成の5年後に実施するものとする。

なお、関東地方整備局が行う道路巡回時に異常を発見した場合は、関東地方整備局より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、関東地方整備局と協議の上補修を行うこと。

#### 2) 災害及び想定外の事態が発生した場合の対応

災害等が発生した場合、または不測の事態が発生した場合、事業者は安全を確認した上で、直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに関東地方整備局に報告する。

#### 3) 応急措置

点検の結果、継続使用することにより著しい損傷等が発生することが想定される場合は、応急措置を講ずる。

## 3. 補修業務

### (1) 一般事項

補修業務は、電線共同溝の性能を満足することを目的に、特殊部の蓋の補修を実施する。

点検の結果等により、上記の目的を達成できないおそれがある場合は、必要な対応を

実施する。

なお、補修及び対応に関する費用負担については関東地方整備局と協議すること。

## (2) 要求水準

### 1) 管理台帳の作成、修正

事業者は、電線共同溝の管理台帳を作成するとともに、必要に応じて修正する。

また、関東地方整備局が作成済みの情報BOX台帳及び敷地調査図について、修正を行う。

なお、これらの修正に伴う費用については、関東地方整備局と協議して決定する。

### 2) 補修

①補修が必要と判断した場合には、関東地方整備局と協議の上補修を行い、所要の性能を発揮できる状態を維持する。

## 4. 調整マネジメント業務（維持管理段階）

### (1) 一般事項

本業務は、他の占用業者等と必要な調整を行い、円滑な維持管理業務の遂行を実施することを目的とする。

なお、調整マネジメント業務（維持管理段階）については、事業の効率化を図るため、調整マネジメント業務（工事段階）で実施してもよい。

### (2) 業務の範囲

本業務は、関東地方整備局と事業者で手続きを分担して、実施するものである。工事完了後に行う連系設備、入線及び抜柱に関する各業務範囲の役割分担を下表に示す。

担当	協議 ・調整	申請 ・受理	承認	実施	連絡 ・報告
関東地方整備局	—	○ 受理	○	—	—
事業者	○	—	—	—	○ 完了報告
占用業者	○	○ 申請	—	○ ※事業者が希望する場合は別途協議	—

事業者は、設計した連系設備整備、入線及び抜柱までを計画的に実施するため、占用業者と実施工程の調整及び管理を行い、各年の上半年中に次年度の実施箇所や実施工月を関東地方整備局と調整すること。申請許可申請等の手続き及び実施に関する業務

は関東地方整備局と占用業者で直接行う。

なお、連系設備整備や抜柱を事業者が実施することを希望する場合は、実施計画を実施の前年度に関東地方整備局と協議を行うこと。

### (3) 業務計画

事業者は、調整マネジメント業務（維持管理段階）実施について、業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、関東地方整備局へ提出する。

### (4) 要求水準

#### 1) 協議・調整

事業者は、維持管理対象施設の点検・補修、抜柱・入線等の係わる調整、管路利用の管理に際して、第2. 4 (6) に示す入線業者等を含む占用業者等と必要な協議・調整を行う。

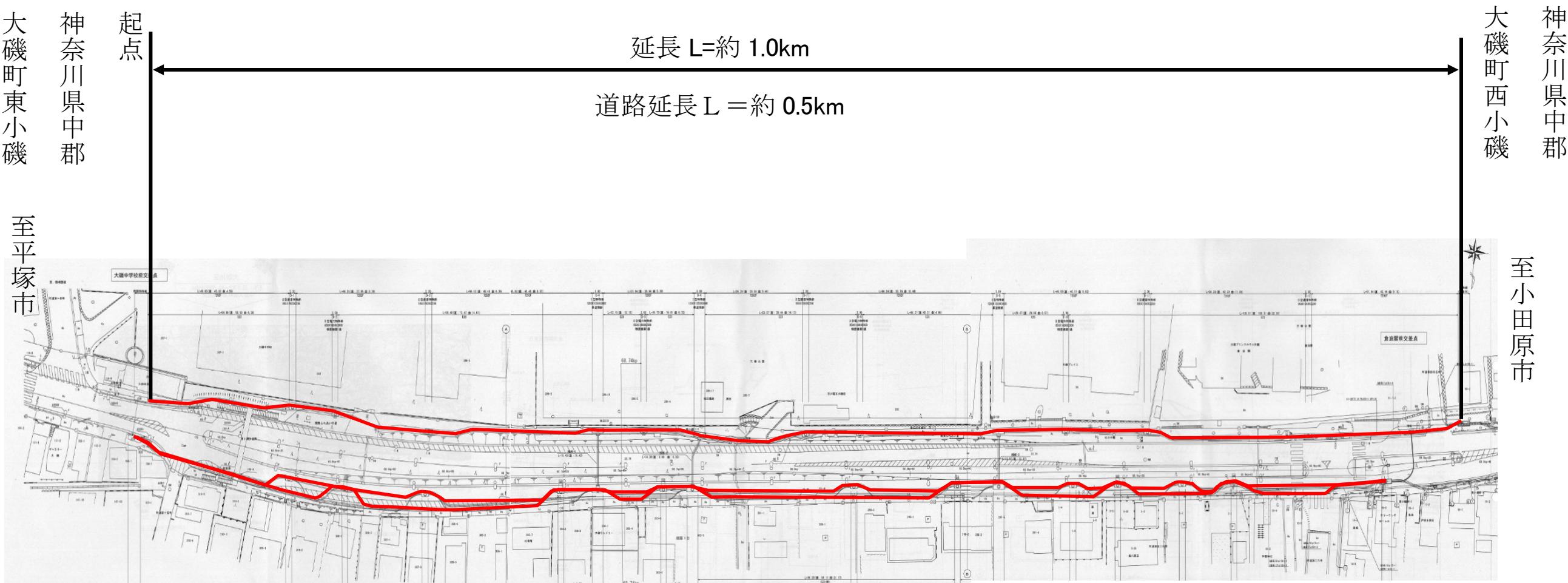
事業者が行う抜柱・入線等に係る調整については、入線業者との各種会議を活用しつつ進捗管理を行う。また、抜柱・入線についての予定時期を確認し、進捗状況について適宜関東地方整備局に報告を行うこと。

事業者が行う管路利用の管理とは、占用業者の台帳閲覧申請、電線共同溝の入構に関する事務とする。

#### 2) 連絡・報告

事業者は、他の占用業者等と必要な協議・調整を行った際は、関東地方整備局に連絡・報告を行う。

## 別紙1 事業対象区域図



本事業は PFI 手法により、民間活力を導入して整備。

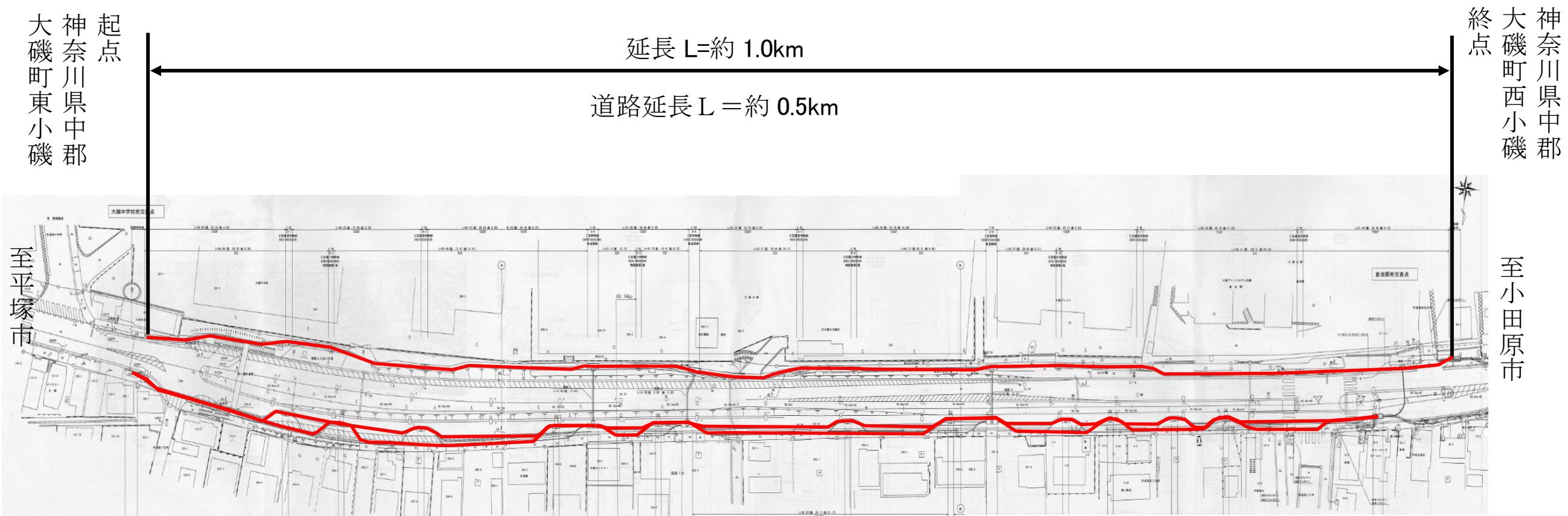
<事業内容>

- ①調査・設計業務
- ②工事業務
- ③工事監理業務
- ④維持管理業務

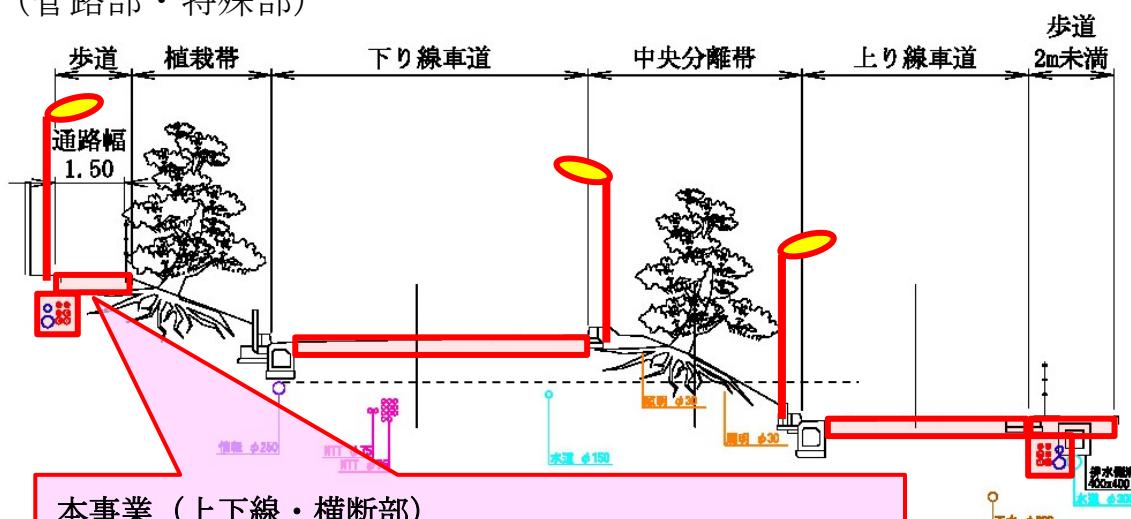
※調整マネジメント業務は、上記の①・②・④に含まれる

## 別紙2 ア 調査・設計業務・イ 工事業務の対象範囲・ウ 工事監理業務・エ 維持管理業務の対象範囲

### ■平面図

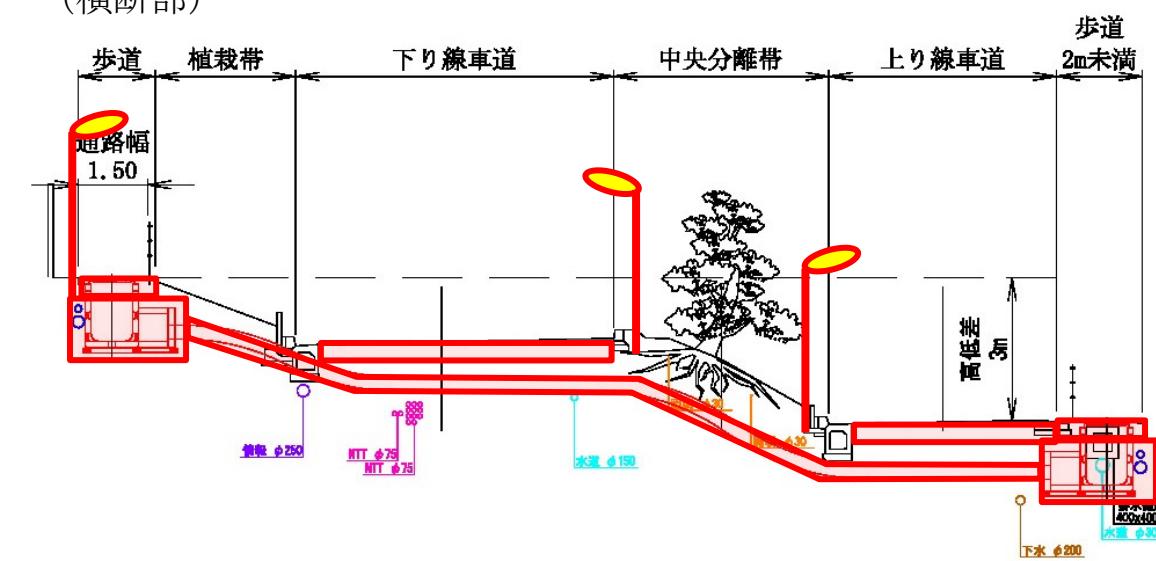


### ■標準断面図 (管路部・特殊部)



- ①設計：電線共同溝、道路（車道・歩道）、道路附属物
- ②工事：電線共同溝、道路（車道・歩道）、道路附属物
- ③工事監理：電線共同溝、道路（車道・歩道）、道路附属物
- ④維持管理：電線共同溝、道路（車道・歩道）

### ■標準断面図 (横断部)



## 別紙3 証明書

### 証明書

業務名：国道1号東小磯電線共同溝PFI事業

受注業者：  
\_\_\_\_\_  
証明者：  
\_\_\_\_\_  
印\_\_\_\_\_

個人情報が記録された資料等について、破棄又は消去したことを証明します。

(※証明者については、「管理技術者」が行うものとする。)